

岡山県文化振興基本条例概要

文
岡山県
化
基本条例
振
興

The Fundamental Law
for the Promotion of Culture

岡山県文化特別顕賞賞碑



基本条例

岡山県

文化振興

条例の目指すものは

県では、さまざまな文化振興施策の基本となる理念や県の責務などを明らかにした「岡山県文化振興基本条例」を制定しました。県民のみなさんの主体的な文化活動を尊重し、県民、芸術家、民間団体、市町村との協働により心豊かに生きることができるよう地域社会の実現を目指します。



備中神楽面

岡山県文化振興基本条例とは

平成 22 年秋の第 25 回国民文化祭の岡山県開催の内定を契機として、県民の文化力の向上を図るとともに、潤いと活力ある地域社会を築くため、文化振興の基本理念を明らかにし、県と県民が共通認識をもって、文化の振興に関する取り組みを推進していくための礎として、平成 18 年 4 月 1 日に施行しました。

この条例のポイントは、次の 6 つです。

- 岡山文化を県民共通の財産として尊重し、将来の世代に引き継ぐよう努めます。
- 文化活動の環境の整備を図り、活動の成果がよりよい地域づくりにいかされるよう努めます。
- 芸術家の育成などに努めます。
- 文化的な視点をもって施策を推進するよう努めます。
- 第 25 回国民文化祭に向け、県民が文化を創造し、享受する力を高め、その力を十分発揮できるよう支援を行っていきます。
- 「岡山県文化振興審議会」を設置し、文化振興施策の充実を図ります。



勝山の町並み(真庭市)
旧出雲街道沿いの町並み保存地区は、端正な蓮子格子と白壁の美しい商家が並び、なつかしい面影を今も残しています。

主体的な文化活動を尊重し、
心豊かに生きることができ
る地域社会の実現を目指します。

5つの基本理念を基に、
みなさんとの協働により、文化の振興を進めていきます。

自由な発想と主体的な文化活動の尊重

- ・文化の担い手は県民一人一人であること
- ・県民、芸術家、民間団体の自由な発想及び主体的な文化活動の尊重

文化を創造し、享受することができる環境の整備

- ・文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であること
- ・等しく、文化を創造し、享受することができる環境の整備

芸術家の育成

- ・芸術家の活動が県民の生活の充実に欠かせないこと
- ・芸術家の育成、成果を発表する機会の確保

県民等の協働による文化の振興

- ・文化は真に豊かな地域づくりの礎であること
- ・県民、芸術家、民間団体、市町村、県の協働による文化振興

将来の世代への継承

- ・文化は県民の誇りと心のよりどころであり、県民の活力を高め、新しい価値を創造する源であること
- ・文化を県民共通の財産として尊重し、将来の世代に引き継ぐ

岡山県立美術館(岡山市)

雪舟・宮本武蔵・平櫛田中・国吉康雄ら、岡山ゆかりの芸術家たちの作品を多数展示。また、国内外のすぐれた作品の企画展や芸術鑑賞会も催され、文化都市岡山の拠点となっています。

The Fundamenta

岡山県

鏡獅子
(平櫛田中作)



● 前 文

文化は、人々の自然へのかかわりや日々の営みの中から生まれ、私たちの生活を彩り、生きる喜びをもたらす。そして、互いに共感する心と、ともに生きていく力をはぐむ。

今、先人が長い歴史を通じて守り、伝承してきたかけがえのない文化の価値が見直されると同時に、新たな創造活動の息吹が感じられる。人々が共有してきた価値観の喪失や人間関係の希薄化に不安が広がる中で、人間らしく生き、地域社会を再生するために、文化の力が必要とされているからだ。

岡山県は、緑深い中国山地から豊饒の平野、瀬戸内海へと至る豊かな自然の中で、四季折々の山海の幸に恵まれるとともに、古くから交通の要衝として多彩な人物、文物が交流し、古代吉備国の繁栄の遺産を連綿と受け継ぎながら、個性ある文化を形成してきた。日本洋学の先覚者の輩出、日本初の西洋美術館の開設等開明的な風土が優れた人材を生み育ててきた全国に誇りうる文化県である。

私たちは、再び文化により、地域の魅力を創造し、発展を牽引することを求められている。県内各地で潜在的な文化を掘り起こし、意識的に守り育て、さらに、資源として地域産業に活かし、情報発信をしていきたい。

同時に、私たちは、県境や国境を越えた地域や人々と、文化の交流を深めたい。異文化を知ることにより、人間社会の多様性が認識され、他者への理解が促される。互いの歴史や伝統を尊重し、学び合うことも可能となる。文化による相互理解は、世界の人々との連帯感を醸成する鍵となるものと確信する。

ここ岡山において、県民一人一人がいいきと輝き、しなやかに生きていけるよう、先人の知恵を学び、その恩恵に浴しつつ新しい時代の風を吹き込み、文化を次世代に力強く継承していくことを決意し、この条例を制定する。

● 目 的 (第1条)

- この条例は、文化の振興について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、芸術家等及び民間団体等の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が心豊かに生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

● 定 義 (第2条)

- 「芸術家等」とは、文化に関する創造的活動又はその企画、研究等を行う者、文化財等に関する専門的知識及び技能を有する者、伝統芸能の伝承者その他これらに類する活動を行う者をいいます。
- 「民間団体等」とは、文化活動を行う民間の団体及び法人をいいます。



倉敷美観地区(倉敷市)
年間数百万人の観光客が訪れる、県内随一の観光名所。白壁に川辺の柳が映える一帯には、日本初の西洋美術館である大原美術館をはじめ数々の文化スポットが点在しています。



横仙歌舞伎
 奈義町横仙地方で受け継がれてきた横仙歌舞伎（よこぜんかぶき）は、農村歌舞伎の姿を現在に伝えるものとして、県の重要無形民俗文化財にも指定されています。（子ども伝統芸能フェスティバルより）



Law for the Promotion of Culture

● 基本理念（第3条）

① 自由な発想と主体的な文化活動の尊重

文化の振興に当たっては、文化の担い手は県民一人一人であることを認識し、県民、芸術家等及び民間団体等の自由な発想、主体的な文化活動を尊重します。

② 文化を創造し、享受することができる環境の整備

文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民がその居住する地域にかかわらず、等しく、文化を創造し、享受することができる環境の整備を図ります。

③ 芸術家の育成

文化の振興に当たっては、芸術家等の活動が県民の生活の充実に欠かせないことを認識し、芸術家等の育成、芸術家等がその活動成果を発表する機会の確保等を図ります。

④ 県民等の協働による文化の振興

文化の振興に当たっては、文化は真に豊かな地域づくりの礎であるとの認識の下に、県民、芸術家等、民間団体等、市町村、県が、それぞれの責務又は役割について相互に理解し、対等な立場で協力することにより、協働して行うよう努めます。

⑤ 将来の世代への継承

文化は県民の誇りと心のよりどころであり、県民の活力を高め、新しい価値を創造する源であることにかんがみ、文化を県民共通の財産として尊重し、将来の世代に引き継ぐよう努めます。

● 県の責務（第4条）

● 県は、基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的、計画的に推進する責務を有します。その推進に当たっては、県民、芸術家等及び民間団体等との連携及びその意見の反映に努めます。

● 県は、県民、芸術家等、民間団体等が主体的に文化活動を行うことができる環境の整備を図るとともに、その活動の成果がより良い地域づくりに活用されるよう努めます。

● 県は、文化的な視点をもって施策を推進するよう努めます。

● 県は、岡山県における国民文化祭の開催へ向け、県民が文化を創造し、享受する力を高め、その力を十分発揮することができるよう支援するとともに、国民文化祭の成果を継承し、文化の振興に寄与するよう努めます。

● 市町村との連携（第5条）

県は、市町村との連携及び相互協力並びに市町村が行う文化振興施策についての必要な助言及び支援を行うよう努めます。

● 県民等の役割（第6条）

県民、芸術家等及び民間団体等は、自由な発想及び主体的な文化活動を通じて、文化を積極的に継承し、創造し、享受する役割を果たすよう努めるものとします。

● 基本計画の策定（第7条）

知事は、文化振興施策を総合的、計画的に推進するため、文化の振興に関する基本的な計画を策定します。

● 文化振興審議会の意見の聴取（第8条）

岡山県文化振興審議会

①文化振興施策の方向性、文化施設のあり方等文化の振興に関する基本的事項、②基本計画の策定及び変更に関する事項、③その他、文化の振興に関する重要な事項に関し、岡山県文化振興審議会の意見を聴きます。



備中神楽
 備中神楽は岡山県を代表する民俗芸能のひとつで、全国的にみてもすぐれた郷土芸能です。昭和54年に国の重要無形民俗文化財の指定を受けています。

notion of Culture

例の概要

●文化の振興に係る基本的施策(第9条～第27条)

1. 文化の各分野の振興

芸術、生活文化、文字・活字文化、伝統文化など各分野の文化の振興に努めます。

① 芸術の振興

芸術、メディア芸術の振興

② 生活文化等の振興

生活文化、文字・活字文化等の振興

③ 伝統文化の継承等

文化財等、伝統芸能、地域固有の年中行事、方言等の保存、継承及び発展

★「芸術」:文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊、工芸、デザイン等

★「メディア芸術」:映画、漫画、アニメーション、
コンピュータを利用した芸術等

★「生活文化」:茶道、華道、囲碁、将棋、民芸、郷土料理等

2. 人材育成・文化活動の充実

青少年、高齢者など県民全てが文化を創造し、享受する力を養うことができるよう、人材育成や文化活動の充実に努めます。

① 人材等の育成及び活用

文化活動を担う人材及び民間団体等の育成及び活用

② 青少年の文化活動の充実

青少年が優れた文化活動に触れる機会の提供、文化活動の指導者の育成等

③ 高齢者、障害者等の文化活動の充実

高齢者、障害者等が文化活動に参加しやすい環境の整備等

④ 教育における文化活動の充実

学校教育、社会教育等における、文化的な体験学習等文化に関する教育の充実

3. 文化をはぐくむ環境の整備

文化についての理解及び関心を深め、創造の意欲を高め、優れた文化を鑑賞する等の環境の整備を進め、文化活動の促進及び優れた地域文化の形成に努めます。

① 鑑賞等の機会の充実

文化活動に接する機会の提供

② 文化活動の場の充実及び活用

●文化施設の積極的な活用のための情報の提供、施設間の連携の確保等の利便性の向上

●自らの設置等に係る文化施設の充実

●芸術家等の活動及び発表の場の確保

③ 情報の収集及び提供

情報通信技術の積極的な活用等による文化に関する情報の収集、提供

④ 民間団体等への支援

県民や民間団体等の文化活動への必要な支援、メセナ活動の促進

4. 連携及び交流等の促進

県民、芸術家等、民間団体等及び市町村の連携を支援するとともに、優れた地域文化の形成、観光の振興、国際交流の促進等を図ります。

① 連携の支援

文化活動の広がり、質の向上の促進への支援

② 文化交流の促進

文化活動の活発化、人々の相互理解を深化するための文化交流の促進

③ 文化情報の発信

情報通信技術の活用等による文化活動、地域の文化資源に関する情報の発信

5. 地域文化と地域産業との相互連携

地域文化が地域産業の創出及び活性化に大きな役割を果たすことから、地域文化と地域産業の相互連携の促進に努めます。

6. 文化的土壌の継承・生成

県民が誇りと愛着を感じ、地域文化の母体となる文化的な土壌の継承・生成を図ります。

① 日本語についての理解

日本語についての正しい理解、豊かな言葉の普及

② 歴史的な景観の保全等

歴史的な景観、都市の景観、自然環境等の保全、創造、活用

③ 顕彰

文化の振興に関し功績のあったもの、優れた事例の顕彰、先人の顕彰

7. 財政上の措置

文化振興施策を実施するための必要な財政上の措置

若者への手紙

岡山県は、「教育県」といわれてきました。教育は、豊かな文化を生み出す優れた人材を育てます。いま、わたしたちは、さらなる「文化県」をめざそうとしています。

岡山県の誇るべき文化の土壌は、幾多の成果を今に残しています。一後樂園。倉敷や吹屋の町並み。吉備津神社や旧閑谷学校。多くの特色ある美術館。備前焼。備中神楽や白石踊り。そして、海の幸、山の幸をふんだんに用いた郷土料理など、数え上げればきりがありません。

すべて郷土の先人たちがつくりあげ、伝えてきたものです。文化は、地域で共有する「ゆとり」や「ぬくもり」であり、人々に生きる力を与えてくれます。みなさんもその中に包まれ、生活していることに気付いてほしい、と思います。

そして、文学、美術、音楽などさまざまな分野で、新しい文化の創造にも取り組んでいかなければなりません。それが風土に根ざし、人の心に共感を呼ぶものであれば、百年後、二百年後には、世界にも誇れる文化として評価されることでしょう。そうした活動にも夢を託したい、と思います。

「温故知新」という言葉があります。古きをたずね、また新しきをさとる。時代が移りかわっても生き続ける言葉です。わたしたちは、謙虚に郷土の文化を学び、文化を活力として地域づくりに取り組み、社会をより豊かにしていきたい、さらなる「文化県」づくりを進めたい、と思います。

そのためには、みなさんの「若い力」がどうしても必要です。未来を創り、拓いていくために、「若い力」は不可欠なものなのです。

みなさんに、岡山の文化をになう次の走者として、しっかりとバトンを受けつないでいただきたい、と願いながらこの手紙をお届けします。

岡山県文化振興基本条例検討会議委員 一同

備中国分寺（総社市）
のどかな田園風景の中に建つ五重塔は吉備路のシンボルです。周囲には古代吉備王国の謎をひもとく、巨大古墳群などが点在しています。

岡山県文化振興基本条例
検討会議委員名簿

児童文学作家	あさのあつこ
京都大学名誉教授	池上 惇
吉備国際大学教授	白井 洋輔
岡山県高等学校芸術文化連盟会長	大島 吉則
岡山県文化連盟会長	大原 謙一郎
NPO法人アートファーム理事長	大森 誠一
民俗学者	神崎 宣武
岡山陽新聞社代表取締役専務	越宗 孝昌
勝山観光協会会長	辻 均一郎
財福武文化振興財団理事	福武 れい子
声楽家・岡山大学教授	虫明 真砂子

（平成18年3月現在）

岡山 山 県

基本
条例

文化
振興



備前焼

岡山県文化奨励賞賞碑



岡山県環境文化部 文化振興課
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL:086-226-7901 FAX:086-233-5720
<http://www.pref.okayama.jp/>
E-mail:bunkasin@pref.okayama.lg.jp

発行日/平成20年1月